

2015 年 2 月 4 日

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための ワーキンググループ（第 5 回） 提出資料

NPO 法人 全国精神障害者地域生活支援協議会〔ami〕

当協議会においては、1997 年設立以降、精神障害者が住み慣れた街での暮らしを実現すること、そして暮らし続けることへの支援を積み重ねてきました。会員の多くが、かつて小規模作業所やグループホームを展開しており、その後、社会福祉法人、NPO 法人となった経緯があります。設立当初、「作業所の法定化」「地域格差の是正」「地域生活支援の全国ネットワークの促進」を活動の方針に掲げ、その後あらたに「居住福祉の推進」「精神障害者福祉の追求」との視点を加えながら、精神障害者の地域生活の実現をめざして様々な支援活動を展開してまいりました。

本ワーキンググループにおいては、精神障害者の地域生活実現にむけた支援活動の方針をもとに以下の意見をお示しいたします。

- 一、平成 22 年 4 月、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において、総合的な障害者福祉法の制定に向けた論議が、障害当事者を含めた多くの関係者により始まりました。翌年、議論の取りまとめとして、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（以下、「骨格提言」という）が示されました。これには、当事者抜きで物事を決めない、そして社会支援モデルによる施策推進という視点がふんだんに盛り込まれています。しかし、改正障害者自立支援法ならびにその後の障害者総合支援法への反映は、極めて不十分と言わざるをえません。当協議会は、この骨格提言に多くの我が国が進むべき障害者施策充実の指標があると考えます。骨格提言に示された、新たな施策・サービスの在り方等を一つひとつ確実に具体化して行くことが重要です。骨格提言が施策に活かされてこそ、より意義あるものとなるのではないでしょうか。

とりわけ、精神障害者福祉の追及との視点から、早急に方策を講じて頂きたい事項について申し述べます。



早急に方策を講じて頂きたい事項

- ① 精神障害の特性である「可変性」は、おのずと支援の範囲・内容・数量等にも連動するものと考えますが、その点を踏まえた個別生活支援の創設。

【補足】

- ・支援区分でみると「重度訪問介護」や「行動援護」が使えないが、日常生活場面において、そのような支援が必要な場合も発生する。
- ・「意思決定の支援」「成年後見」の利用に際しても、支援の必要度が必ずしも固定的ではない。
- ・イメージとしては、骨格提言のパーソナルアシスタンス制度に近い。

- ② 移動介護の個別給付化。又、入所・入院中からの利用ならびに通所・通学（園）のための利用を可能とする。


【補足】

- ・通所は、「通勤・営業活動等の経済活動に係る外出」ではなく、社会参加のありようだと捉え、「社会通念上適当でない外出」にはあたらないと考える。また、「通年・かつ長期」にならないよう、期間を限定した上で特例的に認められないか。
- ・地域移行支援における、外出同行が充分且つ確実に行われる事が必要。（移動支援でなくとも構わないが）

- ③ 精神科特例ならびに医療法施行規則第10条3項の廃止と総合病院における精神科の設置に向けた検討。

【補足】

- ・精神医療の適正化、医療関係者・市民啓発の推進。



④ 地域移行支援型ホーム」の撤回。

【補足】

- ・病院敷地内に、生活の場はあり得ない。

⑤ 入院者および医療従事者に対し、地域生活に係る情報発信等に係る体制整備を図ることによる退院支援策の強化。

【補足】

- ・「退院意欲が乏しい」とされる入院者への継続的なアプローチ（地道な関係作りのための訪問や生活保護・年金・障害福祉サービス等についての情報提供、等）やピア活動（実際に地域で生活している障害当事者の生の声を知ること、地域生活への不安軽減、イメージづくりに極めて有効）を通じた地域生活への動機づけに係る支援の確立。
- ・地域体制整備コーディネーターの復活。

⑥ グループホームの拡充、公営住宅の活用、民間賃貸住宅の確保のための方策等による住居確保。

【補足】

- ・グループホームへの「常勤」配置が可能となるような財源措置
- ・民間物件を行政が確保、公的保証人制度等による住居の確保策を拡充。